

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書【令和5年3月31日 終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊豆の国市は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に関する事務における、特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

静岡県伊豆の国市長

公表日

令和4年10月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に関する事務
②事務の概要	【事務の概要】 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々への臨時的な措置として、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を給付する。 また、価格高騰による生活負担増を踏まえ、特に家計への影響の大きい低所得世帯に対する臨時的な措置として、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり5万円を給付する。 【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】 ① 住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務 ② 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務
③システムの名称	① 住民税非課税世帯等臨時特別給付金システム ② 団体内統合宛名システム ③ 中間サーバー ④ 口座情報登録・連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等臨時特別給付金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項別表第1の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣府総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示 5号、7号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第8号 別表第二の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4 【情報提供の根拠】 情報提供は行わない。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 福祉事務所 社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 社会福祉課 郵便番号: 410-2396 住所: 静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話: 0558-76-8036 ファックス: 0558-76-8029 E-mail: fukusi@city.izunokuni.shizuoka.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 社会福祉課 郵便番号: 410-2396 住所: 静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話: 0558-76-8036 ファックス: 0558-76-8029 E-mail: fukusi@city.izunokuni.shizuoka.jp

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月24日	公表日	令和4年2月14日	令和4年10月24日		
令和4年10月24日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	【事務の概要】 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々への臨時的な措置として、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を給付する。 【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】 ① 住民税非課税世帯臨時特別給付金の支給事務	【事務の概要】 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々への臨時的な措置として、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を給付する。 また、価格高騰による生活負担増を踏まえ、特に家計への影響の大きい低所得世帯に対する臨時的な措置として、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり5万円を給付する。 【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】 ① 住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務 ② 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務	事前	重要な変更
令和4年10月24日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	① 住民税非課税世帯等臨時特別給付金システム ② 団体内統合宛名システム ③ 中間サーバー	① 住民税非課税世帯等臨時特別給付金システム ② 団体内統合宛名システム ③ 中間サーバー ④ 口座情報登録・連携システム	事前	重要な変更
令和4年10月24日	3. 個人番号の利用法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1の100の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第73条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣府総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示 5号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣府総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示 5号、7号	事前	重要な変更
令和4年10月24日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4 【情報提供の根拠】 情報提供は行わない。	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第8号 別表第二の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4 【情報提供の根拠】 情報提供は行わない。	事前	重要な変更
令和4年10月24日	5①、7、8	市民福祉部 福祉事務所 社会福祉課	健康福祉部 福祉事務所 社会福祉課	事後	組織改編による変更